

(仮称)道の駅アリストめまぐま改築工事設計業務 二次審査 質問に対する回答

質問 No.	項目	様式・冊子名	ページ No.	質問内容	回答
1	質問に対する回答 (6月15日掲載分)		質問 No.20	6月15日の質疑回答(No.20)で、ヒアリングにおいて模型などの使用は可能とのことでした。模型はいろいろな角度から敷地や建物を見ることができるため、提案書記載を超えた情報をご提供できると思います。その模型と同じ趣旨となる動画もヒアリングにおいて使用可能と思いますが如何でしょうか。	・ヒアリングにおける模型については、技術提案書に記載した内容を立体的に現す程度のもを想定し、あくまでプレゼンテーションを補完する程度のもと考えています。一方で、ヒアリングにおいて使用できる説明資料は、実施要領に基づき、原則として提出済みの様式13「業務実施方針及び手法」および様式14「評価テーマに対する提案」(以下「提案等」)のみと定めております。プロジェクターによる投影についても、「提案等をそのまま投影するか、提案等に記載した内容を拡大して投影すること」に限定しており、提案等にはない新たな事項(提案書に含まれない動線アニメーションやシミュレーション動画等)を提示することは認められません。したがって、審査の公平性を期すため、動画(動画ファイルの再生やスライドへのアニメーション効果の付加等)の使用は一切認めないこととします。投影データは、提出書類を静止画として表示するものに限ります。
2	参考資料2 基本計画	3.3.施設整備計画 図3-2	P20	山側の敷地境界線から山裾までの空きスペースは福山市さんの土地で、施工の際の作業ヤードなどで利用できると考えてよろしいでしょうか。	・指定された敷地(事業対象敷地)の範囲内での提案としてください。 ※施工計画や作業ヤードの配置等につきましても、募集要項等で定めた敷地範囲内で納まるよう計画をお願いいたします。
3	技術提案書の 作成について	様式14		「※1 テーマ①、②及び③について、本様式1枚にまとめてください。」とありますが、これはテーマ①について1枚、テーマ②について1枚、テーマ③について1枚の、合計3枚作成するということでしょうか？それとも、テーマ①～③の内容を、1枚にまとめて作成するということでしょうか？	・募集要項第10条(2)ウの規定通り、評価テーマについてはA3用紙1枚片面(横使い)に、テーマ①、②及び③に対するすべての提案内容をまとめて記述してください。テーマごとに用紙を分けることは認められず、合計1枚の提出となります。
4	質問に対する回答 (6月15日掲載分)	様式14	質問 No.35	6月15日付の質問書に対する回答中、質問No.35において、「様式の項目名や枠線等の改変(大きさの変更や削除)は行わず、指定の様式のまま作成・提出してください。」とありますが、枠線の大きさ変更を認めていただけないでしょうか？	・認められません。提出書類の様式を統一することは、すべての提案者を同一の条件で比較・審査するための不可欠なルールです。募集要項および別紙の書式に示された条件に適合しない場合は、評価の減点または無効(失格)の対象となることがありますので、指定の様式のまま作成してください。
5	質問に対する回答 (6月15日掲載分)	ヒアリング	質問 No.20	6月15日付の質問書に対する回答中、質問No.20において、「ヒアリングにおいて模型の使用が可能」と回答されていますが、ヒアリングで模型を使用する場合は、技術提案書に模型写真を載せる必要がありますか？	・技術提案書に模型の写真を掲載することは、必須ではありません。ただし、ヒアリングにおける模型の使用は、あくまで「技術提案書に記載された内容を立体的に現すもの」かつ「プレゼンテーションを補完するもの」に限定されます。また、「提案等にはない新たな事項を提案・説明することは認められない」という規定があるため、模型の内容が技術提案書に記載された図面や文章の範囲を逸脱しないよう注意してください。